

## 個人所得課税（一般）編

本レポートは、税制の動向を知りたいと考えている方を対象として、2019年12月20日の閣議決定された「2020年度税制改正大綱」から、個人所得税に関する内容を紹介しています。

### 1章 税制改正個人課税のテーマは「人生100年」

#### (1)個人課税は「人生100年時代」を意識

2020年度の税制改正大綱が公表されました。個人課税は、人口減少・少子高齢化が進む中で「人生100年時代」に相応しい税制づくりを意識したものとなっています。

#### (2)低未利用地等を譲渡した場合の特別控除

高齢化の進展に伴い、所有者自身が利用する意向のない土地の増加が予想されることから、特別控除制度が創設されました。個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、一定の要件を満たすときは、長期譲渡所得金額から100万円を控除することができます（建物譲渡部分については適用されません）。

#### (3)配偶者居住権等に係る譲渡所得の取扱い

2020年4月より施行される民法の「配偶者居住権」「配偶者敷地利用権」について、取得費の取扱いが明記されました。

##### ① 配偶者居住権等の消滅時（対価受領）

居住建物等の取得費×配偶者居住権等割合－減価の額（居住権の設定日～消滅日）

##### ② 配偶者居住権等の消滅前

居住建物等の取得費－配偶者居住権等の取得費未

#### (4)未婚のひとり親に対する税制上の措置

昨年の改正で持ち越しとなっていた「未婚のひとり親」の寡婦（夫）控除は、2020年分より控除できることとなりました。適用要件は死別・離別の場合と同様です。寡婦に寡夫と同じ所得制限（500万円）が設けられます。

#### (5)国外中古建物の不動産所得の損益通算特例

富裕層を中心に広まっていた国外不動産を利用した租税回避の防止策として、個人が国外中古建物を有する場合には、不動産所得の計算上、その損失額のうち国外中古建物の償却費相当額（簡便法適用）は、生じなかったものとみなすこととなりました。

#### (6)住宅ローン控除の適用要件の見直し

新規住宅に居住した3年目に従前住宅等を譲渡した場合に、一定の措置法特例の適用を受けているときは、住宅ローン控除の適用はできないこととなりました。

## (7)その他の改正項目

国外居住扶養親族の扶養控除、医療費控除の添付書類の見直し等が図られています。

## 2章 関連参考情報

自民党・公明党税調 税制改正大綱（2019年12月12日公表）

<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>

### 【個人課税（金融証券税制除く）】

#### (1) 令和2年度税制改正の基本的考え方（P13～14）

##### ② 成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援の観点からのNISA制度の見直し・延長

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間を5年延長する。投資対象商品については、1階部分はずみだてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。（以下略）

##### (3) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置を講じる。未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。あわせて、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。さらに、子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。なお、扶養親族がいない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

#### (2) 土地・住宅税制（P27～）

##### 〔新設〕

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

##### 〔延長・拡充〕

- (1) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例…適用停止3年延長
- (2) 「配偶者敷地利用権」について、所要の措置を講ずる。
- (3) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除…森林組合等に委託して地域森林計画の対象とされた山林の譲渡を対象
- (4) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例…適用期限2年延長
- (5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等…適用期限2年延長

(6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 …適用期限を2年延長

[縮減等]

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例…適用期限3年延長（一部除外）
- (2) 住宅ローン控除…居住の用に供した日の属する年から3年目に「従前住宅等の譲渡」をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき一定の特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除は適用できない

(3) 租税特別措置法（P 33～）

[新設]

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

[延長・拡充]

- (1) 公益法人等・認定NPOに寄附をした場合の所得税額の特別控除制度…対象となる寄附金の追加等
- (2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…3年延長（対象となる一定の売却を追加）

(4) その他（P 37～）

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
- (2) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除 …一定の措置を講ずる
- (3) 確定拠出年金法等の改正を前提に一定の措置を講ずる
- (4) 東京オリンピック競技大会における日本オリンピック委員会から交付される金品の額の非課税
- (5) 収入金額とすべき経済的利益の価額を譲渡についての制限が解除された日における価額とする収入金額の計算に関して、一定の措置を講ずる
- (6) 雑所得の生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告について見直し 他

2020年度税制改正大綱（2019年12月20日閣議決定）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

発行：2020年1月

—以 上—